

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正)
第六十七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(市町村長が行う事務)」に改め、同条中「に委任する」を「が行うものとする」に改め、同条第二号中「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を削る。

(老人保健法施行令の一部改正)

第六十八条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。
第二条の二の六の表第三十一項の項の次に次のように加える。

第三十一項第五項	
保険医療機関等(健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限る。)	健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関
医療に	入院時食事療養費に係る療養に
保険医等(同法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師である者に限る。)	同法第四十三条ノ二に規定する保険医
診療若しくは調剤	診療

第二条の三第二項の表第二十五項第五項の項中「(第四十四条第十二項)」を「(第四十四条第十三項)」に改め、同表第三十一項の項の次に次のように加える。

第三十一項第五項	
保険医療機関等(健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限る。)	特定承認保険医療機関
医療に	特定療養費に係る療養に
第四十三条ノ十二	第四十四条第十三項において準用する同法第四十三条ノ十二
保険医療機関等の保険医等(同法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師である者に限る。)	特定承認保険医療機関の保険医等
診療若しくは調剤	診療

第二条の三第三項の表第三十一項第一項の項中「(第三十一項第一項)」の下に「及び第五項」を加える。

本則に次の三条を加える。

(医療等の実施状況の報告)

第九條 法第七十九條の二の規定による医療等の実施状況の報告は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行うものとする。

(地方社会保険事務局長への権限委任)

第十條 法第八十三條の二の規定により、次に掲げる厚生大臣の権限を地方社会保険事務局長に委任する。ただし、厚生大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二十七條第一項(法第三十一條の二第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。及び第三十二條(法第三十一條第四項、第三十一條の二第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。))の規定による権限

二 法第三十一條第一項(法第三十一條の二第二十項並びに第三十一條の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。))の規定による権限

三 法第四十四條第二項(法第四十六條の五の八において準用する場合を含む。))の規定による権限(医療費の支給に係る場合を除く。)

四 法第四十六條の五の五及び第四十六條の五の六第一項の規定による権限(事務の区分)

第十一條 第九條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六十九條 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の見出し中「(市町村長が行う)」を「(市町村が行う)」に改める。

附則第四條中「(都道府県を二)」「(都道府県、市(特別区を含む。))又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。))」を「(都道府県知事)」を「(都道府県知事等)」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第七十條 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條中「(都道府県知事の統轄する都道府県)」を「(地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務所)に改める。)

第七十條第一項及び第二項ただし書中「(都道府県知事)」を「(管轄する地方社会保険事務所局長又は社会保険事務所長)」に改める。

第七十條第五項第一項中「(都道府県知事)」を「(地方社会保険事務所局長(当該権限が社会保険事務所の管轄区域に係るものである場合には、当該社会保険事務所長)」に改める。

(国民年金基金令の一部改正)

第七十一條 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第五十三條中「(都道府県知事)」を「(地方社会保険事務所局長)」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の一部改正)

第七十二條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條を削る。

(歯科衛生士法関係手数料令の一部改正)

第七十三條 歯科衛生士法関係手数料令(平成三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

歯科衛生士法施行令

本則第二項を第十二條とし、同条に見出しとして「(受験手数料)」を付する。

本則第一項を第一條とし、同条に見出しとして「(免許に関する事項の登録等の手数料)」を付し、同条の次に次の十條を加える。

(学校又は養成所の指定)

第二條 主務大臣は、法第十二條第一号に規定する歯科衛生士学校又は法第十二條第二号に規定する歯科衛生士養成所(以下「学校養成所」という。))の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第三集 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第四集 第二条の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第五集 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の要求又は検査)

第六集 主務大臣は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関して必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(指示)

第七集 主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないと認めるときは、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第八集 主務大臣は、指定学校養成所が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(国の設置する学校養成所の特例)

第九集 国の設置する学校養成所に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第三集	設置者	所管大臣
申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない	書面により、主務大臣に申し出るものとする	
第四集 第一項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない	主務大臣に協議し、その承認を受けるものとする	
第四集 第二項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない	主務大臣に通知するものとする	

第五集

設置者
その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない

所管大臣

第六集 第一項

設置者又は長
報告を命じ

所管大臣

第七集

設置者又は長
指示

所管大臣

第八集

第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わないとき

勧告

(主務省令への委任)

第十集 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十一集 この政令における主務大臣は、法第十二条第一号の規定による歯科衛生士学校の指定に關する事項については文部大臣とし、同条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定に關する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。

(事務の区分)

第十三集 第三条から第五条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第二項中「この政令」を「第一条及び第十二条」に、「第一項中」を「第一条中」に、「第二項中」を「第十二条中」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律関係手数料令の一部改正）

第七十四集 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律関係手数料令（平成四年政令第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令

本則第二項を第十二条とし、同条に見出しとして（免許に關する事項の登録等の手数料）を付する。

本則第一項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同項を第十一條とし、同条に見出しとして（受験手数料）を付し、同条の前に次の十條を加える。

(学校又は養成施設の認定)

第一集 主務大臣は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項又は第十八条の二第一項に規定する学校又は養成施設（以下「学校養成施設」という。）の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(認定の申請)

第二集 前条の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、第十二条を除き、以下同じ。）を経由して主務大臣に申請しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第三條 第一條の認定を受けた学校養成施設(以下「認定学校養成施設」という。)の設置者は、法第二條第三項に定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請しなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第四條 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第五條 主務大臣は、認定学校養成施設につき必要があるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第一條に規定する主務省令で定める基準に照らして、認定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(認定の取消し)

第六條 主務大臣は、認定学校養成施設が第一條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

(認定取消しの申請)

第七條 認定学校養成施設について、主務大臣の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第八條 国の設置する学校養成施設に係る第二條から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第二條	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事(公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、第十二條を除き、以下同じ)を経由して主務大臣に申請しなければならない		主務大臣に申し出るものとする
第三條第一項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請しなければならない		主務大臣に協議するものとする
第三條第二項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない		主務大臣に通知するものとする
第四條	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に報告しなければならない		主務大臣に通知するものとする

第五條第一項

設置者又は長

所管大臣

第五條第二項

設置者又は長

所管大臣

第六條

指示

勸告

申請

申請

設置者

所管大臣

申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない

書面により、主務大臣に申し出るものとする

(主務省令への委任)

第九條 前各条に定めるもののほか、申請書の添付書類その他学校養成施設の認定に必要事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十條 この政令における主務大臣は、法第二條第一項又は第十八條の二第一項の規定による学校の認定に関する事項については文部大臣とし、これらの規定による養成施設の認定に関する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。

本則に次の二条を加える。

(行政処分に関する通知)

第十三條 都道府県知事は、他の都道府県知事に対し法第十二條の二第一項の届出を行った者について、その業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止したときは、その届出を受理した都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の事由及び内容を通知しなければならない。

(事務の区分)

第十四條 第二條から第四條まで及び第七條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(柔道整復師法関係手数料令の一部改正)

第七十五條 柔道整復師法関係手数料令(平成四年政令第三百二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柔道整復師法施行令

本則第二項を第十二条とし、同条に見出しとして「(受験手数料)」を付する。

本則第一項を第一條とし、同条に見出しとして「(免許に関する事項の登録等の手数料)」を付し、同条の次に次の十条を加える。

(学校又は養成施設の指定)

第二條 主務大臣は、法第十二條に規定する学校又は柔道整復師養成施設(以下「学校養成施設」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に

関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第三條 前条の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。